

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

令和元年（2019年）5月29日
第9回常任委員会決定

第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等を勘案しながら、安全かつ確実に行う。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議して実施する。

イ 全障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町は、国スポの開・閉会式及び競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県又は会場地市町が関係機関等の協力を得て、バス・鉄道等の公共交通機関の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じ、必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 開・閉会式会場及び競技会場地における駐車場については、県及び会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

(3) 全障スポの車両の確保において、低床バスなどバリアフリーに対応した車両の確保に十分配慮する。

4 交通渋滞及び交通安全対策

県及び会場地市町は、国スポ及び全障スポの開催期間中における交通渋滞の緩和と交通安全の確保を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、県及び会場地市町は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。